

京都市消防局訓令甲第1号
各 部
消防団・自主防災推進室
消 防 学 校
各 消 防 署

京都市消防装備規程の一部を次のように改正する。

令和8年4月1日

京都市消防局長 名畑 徹

目次中「消防ポンプ装置技術者」を「運転資格者」に改める。

第7条第4項中「消防課長」を「消防係長」に改め、同条第5項第5号の次に次の3号を加える。

- (6) アルコール検知器を用いた酒気帯びの確認に関する事。
- (7) アルコール検知器の常時有効保持に関する事。
- (8) 運転者に対する安全運転指導に関する事。

第3章の章名を次のように改める。

第3章 運転資格者

第10条を次のように改める。

(運転資格者)

第10条 局長は、次条の資格試験を受験し、緊急走行、消防ポンプ装置（消防用自動車のうちポンプ装置を装備しているもの及び小型動力ポンプをいう。以下同じ。）の操作、車両の日常点検等について専門的な技能及び知識を有し、適性があると認めた者（以下「運転資格者」という。）に対し、運転資格を付与するものとする。

2 運転資格の種類は、運転資格Aと運転資格Bとする。

3 運転資格者に必要な専門的な技能及び知識は、次の各号に掲げる運転資格の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める業務を適切に行うことができる技能及び知識とする。

- (1) 運転資格A 次号に加え、整備工具の取扱い、車両の日常点検における故障の発見や軽微な修理及びこれらに関する職員への指導
- (2) 運転資格B 緊急走行、消防ポンプ装置の操作、車両の日常点検等

第11条の見出しを「(運転資格者の資格試験)」に改め、同条第1項中「認定の」を「運転資格を付与する」に、「認定試験」を「資格試験」に改め、同条第2項中「認定試験」を「資格試験」に改め、同項中の表

「

区分	種類
第一種運転免許	大型自動車免許
	中型自動車免許
	準中型自動車免許
第二種運転免許	大型自動車第二種免許
	中型自動車第二種免許

を

」

「

区分	種類
第一種運転免許	大型自動車免許
	中型自動車免許
	準中型自動車免許
	普通自動車免許
第二種運転免許	大型自動車第二種免許
	中型自動車第二種免許
	普通自動車第二種免許

に改め、

」

同条第3項中「認定試験」を「資格試験」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 資格試験の受験資格は、次の各号に掲げる運転資格の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める要件を満たす者とする。

- (1) 運転資格A 当該資格の取得予定日において、運転資格Bの取得から1年が経過し、大型自動車免許(第一種又は第二種)を取得している者
- (2) 運転資格B 当該資格の予定する日において、普通自動車免許以上の免許の取得から2年が経過している者

第12条の見出し中「認定」を「運転資格」に改め、同条中「ポンプ技術者が、心身の故障、技能」を「運転資格者が身体機能」に、「当該認定」を「当該運転資格」に改める。

第13条第2項の次に次の1項を加える。

3 緊急自動車の運転は、運転資格を取得している者でなければ運転してはならない。

第14条を次のように改める。

第14条 削除

第15条第1項中「大型自動車免許を受けているポンプ技術者」を「運転資格者のうち運転資格Aを取得している者」に改める。

第16条中「運転技術者、ポンプ技術者」を「運転資格者」に改める。

第17条中「運転技術者」を「運転資格者」に改める。

別表第1 消防機械の項中 「速消小型水槽車」 を削り、

「大規模震災用高度救助車」 を 「大規模震災用高度救助車
情報統括支援車」 に、

「救助器材搬送車」 を 「救助器材搬送車
救助先行車」 に、

「都市型水害対策車」 を 「都市型水害対策車
高度放水器材搬送車」 に、

「起震車」 を 「地震体験車」 に改め、

第1号様式注以外の部分中

運転者	運転技術者	ポンプ技術者	フリガナ氏名	階級	日勤部別	部隊名	運転免許の種類	取得年月日	運転免許有効期限	備考
-----	-------	--------	--------	----	------	-----	---------	-------	----------	----

「

を	運転者	運転資格別	フリガナ氏名	階級	日勤部別	部隊名	運転免許の種類	取得年月日	運転免許有効期限	備考
---	-----	-------	--------	----	------	-----	---------	-------	----------	----

」

に改め、同様式注1中「、運転技術者及びポンプ技術者」を削り、「指名又は認定されている者」を「指名されている者」に改める。

第10号様式注以外の部分中

「

消防ポンプ装置 認定試験関係	認定年月日	特記事項

を

」

「

運転資格試験関係	運転資格別	取得年月日	特記事項
	B		
	A		

に改める。

」

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この訓令による改正前の京都市消防装備規程の規定により消防ポンプ装置技術者に認定されている者は、この訓令による改正後の京都市消防装備規程の規定による運転資格者とみなす。

(消防局警防部警防課)